

平成20年度 学園の財務について

はじめに

昨年からのアメリカ金融不安が瞬く間に地球を覆い、「グローバル危機」とも呼ばれておりますように、各国の実体経済に対して深刻な影響を及ぼしております。日本も、世界的な需要急減から大企業は大幅な生産調整を強いられ、優秀な技術を保有する中小企業にあっても融資の手控えから手元資金が枯渇して苦しい資金繰りを強いられ、倒産の危険性が増大しています。

このような予想をはるかに超えた経済の調整局面は、学校法人の経営とも決して無縁ではありません。少子化に伴い18歳人口が減少して来ていることは、既にご承知のとおりですが、私大入試全体の合格率は限りなく100%に近づきつつあり、それ故特に規模の小さな私学にあっては、大都市圏の大規模大学の更なる拡張や定員超過の影響を受けて、非常に苦しい学生募集を強いられております。このように定員確保が困難化するに伴う帰属収支の悪化から、少なからぬ学校法人が、大きなリスクを伴う資産運用に踏み込んだ結果、今回の景気後退から多額の損失や含み損を被っております。

幸いにして、学園は、仕組債等によるデリバティブ取引には全く関わっており、花蔭先生生誕150年記念事業以来、これまでの20年にわたるソフト・ハードにわたる学園改

革の総決算として昨年完成を見た大文学京キャンパスの新棟や中学高校の選択教室棟の建設完了後にあっても無借金で、手許の支払資金にも問題がなく、極めて健全な財務を維持しております。また、関係各位のご努力により、平成21年度入試では大文学、中学とも志願者数を伸ばすこともできました。

今、学園は、女子の新しい進学需要を開拓し、進学者に対して満足度の高い「優れた教育」を提供できる「常に改革し動いている跡見」であることが求められています。このために、これまでの改善改革の成果を踏まえ、現在、学園が新たに取り組んでいることは、女子大学に平成22年4月から文学部現代文化表現学科及びマネジメント学部観光マネジメント学科を増設して教育・研究領域の拡充を図ることであり、中学高校にあっては面倒見がよく一段と高い大学進学競争力をもった学校となるために教育体制を刷新することであり、

今回の世界的な金融不安と国内景気的大幅な落ち込みに伴い、企業収益の後退や家計収入の悪化等、日本における内外の厳しい環境は、今後の学園経営にも大きな影響を及ぼして来ます。これからしばらくは我慢強くあらねばならないと覚悟する必要があります。学園としては、日本近代女子教育の先駆的な私立学校で

あることの誇りを胸に、高い財務規律により、如何なる環境の変化にも対応できる健全な財務を維持し、些かの不安も生じることのない財務運営を図っていく所存であります。

平成20年度の事業実績

平成20年度は、4月に鶴原寮の取り壊しを行い、6月には第20期役員・評議員（任期3年）の改選を終えました。7月には中学校高等学校選択教室棟、9月には大文学京キャンパス新棟の建築がそれぞれ完了し、10月からは大文学京キャンパスがリニューアル・オープンして、後期課程の3年生から通学するようになりました。大学の新棟は、その個性的な外観と周辺環境との調和が高く評価されて、平成21年2月に文京区から「第8回文の京都市景観賞」を受賞しております。

新棟完成後の新たな改革の出発として、11月の理事会・評議員会では、文学部に現代文化表現学科を、マネジメント学部で観光マネジメント学科を平成22年4月1日に開設することが承認され、併せて、跡見小講堂を「跡見李子記念講堂」に改称することも報告・承認されました。

また、平成21年1月には文部科学大臣から「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等

整備状況調査（平成20年度）の結果について」により履行状況調査の終了通知（留意事項なし）を受領し、平成14年度から新設の学部学科等について毎年実施されてきた一連の履行状況調査が完了しました。さらに3月には大学が大学基準協会から「大学基準適合認定証」を受領したところであります。

この間、学園として予定された事業は漏れなく実行に移され、滞りなく完了されました。以下の報告のとおり、平成20年度は、花蔭先生生誕150年記念事業以来、これまでのソフト・ハードにわたる学園改革の総決算である新棟の完成を受け、改めて将来への戦略的な教育改革のための新たな第一歩を踏み出すための一年となりました。



第8回文の京都市景観賞を受賞した新棟

① 資金収支計算書

収入の部

(単位 千円)

科目	平成 20 年度 決算	平成 19 年度 決算	増減
学生生徒等納付金収入	5,149,474	5,025,946	123,528
手数料収入	106,425	150,778	△ 44,353
寄付金収入	179,738	179,707	31
補助金収入	745,388	719,475	25,913
資産運用収入	53,318	57,405	△ 4,087
事業収入	152,707	120,201	32,506
雑収入	278,177	145,596	132,581
前受金収入	1,467,300	1,360,393	106,907
その他の収入	6,856,800	7,817,701	△ 960,901
資金収入調整勘定	△ 1,632,325	△ 1,581,097	△ 51,228
前年度繰越支払資金	7,761,532	7,740,124	21,408
収入の部合計	21,118,534	21,736,229	△ 617,695

支出の部

(単位 千円)

科目	平成 20 年度 決算	平成 19 年度 決算	増減
人件費支出	3,574,530	3,439,287	135,243
教育研究経費支出	1,170,281	965,758	204,523
管理経費支出	701,094	674,192	26,902
施設関係支出	1,538,862	2,588,837	△ 1,049,975
設備関係支出	238,189	34,518	203,671
資産運用支出	850,000	700,000	150,000
その他の支出	5,910,658	5,640,495	270,163
[予備費]			
資金支出調整勘定	△ 84,590	△ 68,390	△ 16,200
次年度繰越支払資金	7,219,510	7,761,532	△ 542,022
支出の部合計	21,118,534	21,736,229	△ 617,695

●資金収支計算書は、消費収支計算書と同様、学校法人会計基準によって定められた計算書類のひとつで、一般の企業会計とは異なる学校法人会計固有の計算書類です。

●資金収支計算書の目的は、第一に、その年度における教育研究活動、その他の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすることです。この場合の「すべての収入と支出の内容」は、その諸活動に係る資金の出入りが必ずしも実際にその年度中に発生したものとは限りません。例えば、学生生徒等納付金収入のうち入学収入は、実際には前年度中に納入されるものですが、当年度の入学者に係る収入であることから、当年度の収入として計算します。また、年度末に購入した物品で、その支払いが年度を越え翌月の4月になった場合も、当年度に購入したものであれば、当年度の支出として計算します。第二に、当年度における資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることです。つまり、第一の目的とは逆に、当年度の諸活動に対応する取引でなくても、当年度に実際に支払資金の出入りがあれば漏らさず記録するという意味です。例えば、前受金は翌年度の入学者に係る学費ですが、実際に当年度中に納入されたものであれば、当年度の収入として計算します。資金収支計算書は、このように二つの異なる目的を同時に担っていることから、それぞれの目的に係る収支をそのまま集計すると、実際の支払資金の残高と合致しなくなるので、これを調整する意味で、資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定という科目が設けられています。

●平成 20 年度の資金収支については、収入の部合計が、21,118,534 千円でした。これに対して、人件費支出から資金支出調整勘定までの当年度の支出額の合計は、13,899,024 千円でした。その結果、次年度繰越支払資金は、7,219,510 千円となりました。前年度繰越支払資金が 7,761,532 千円でしたので、支払資金は 542,022 千円減少したことになります。

●平成 19 年度の決算額との比較で見えた場合、収入については、「学生生徒等納付金収入」が増額しています。これは、主として平成 18 年 4 月に大学に設置した新学科の学生数が学年進行に従って増加したことによるものです。「手数料収入」の減額は、大学の学バスに係る収入を、平成 20 年度から「事業収入」に振替えたことによるものです。「補助金収入」の増額は、大学の経常費補助金のうち特別補助に係る補助金の増額によるものです。「雑収入」の増額は、退職金支出の増額に伴う私立大学退職金財団等からの交付金収入の増額によるものです。「その他の収入」は大幅に減額していますが、これは、主として、校舎等建設のための積立金（平成 20 年度 3 月末日現在の建物償却引当特定資産 1,273,700 千円）から、大学新棟建設に係る支払資金として取り崩す額を、平成 20 年度中に支払う金額に応じて減額したことによるものです。

●支出の部については、「人件費支出」が増加していますが、これは、主として平成 20 年度における退職者数増に伴う「退職金支出」の増額によるものです。「教育研究経費」の増額は、大学新棟完成に係る光熱水費、施設設備等の保守管理費及びパソコン等の賃借料等の増加が主な要因です。また、「施設関係支出」の減額は、当初の支払計画に基づき、大学新棟建設に係る「建物支出（建設仮勘定支出）」が減額したことが主な要因です。「設備関係支出」の増額は、大学新棟完成に併せて、什器備品等の整備を行ったことによる支出増が主な要因です。なお、大学新棟建設関連の支払いは、当初計画どおり、平成 20 年度の支払いをもって完了したことになります。「資産運用支出」については、「退職金支出」の増額に伴い、「退職給与引当特定資産への繰入支出」を増額したことが要因です。

② 消費収支計算書

消費収入の部

(単位 千円)

科目	平成20年度 決算	平成19年度 決算	増減
学生生徒等納付金	5,149,474	5,025,945	123,529
手数料	106,425	150,778	△44,353
寄付金	182,874	186,670	△3,796
補助金	745,388	719,475	25,913
資産運用収入	53,318	57,405	△4,087
事業収入	152,707	120,201	32,506
雑収入	153,465	96,922	56,543
帰属収入合計	6,543,651	6,357,396	186,255
基本金組入額合計	△1,628,243	△1,448,174	△180,069
消費収入の部合計	4,915,408	4,909,222	6,186

消費支出の部

(単位 千円)

科目	平成20年度 決算	平成19年度 決算	増減
人件費	3,432,873	3,390,195	42,678
教育研究経費	2,072,028	1,379,850	692,178
管理経費	766,622	721,095	45,527
資産処分差額	20,411	477,026	△456,615
徴収不能引当金繰入額	0	31,936	△31,936
徴収不能額	7,008	0	7,008
[予備費]			
消費支出の部合計	6,298,942	6,000,102	298,840
当年度消費支出超過額	1,383,534	1,090,880	
前年度繰越消費支出超過額	2,827,226	1,736,839	
基本金取崩額	49,651	493	
翌年度繰越消費支出超過額	4,161,109	2,827,226	

●消費収支計算書の科目構成は、多くの点で資金収支計算書と重複していますが、資金収支計算書が、支払資金の出入りを把握することが主な目的であるため、預り金や仮払金のように学園の純資産の増減に関わらない科目も含まれるのに対して、消費収支計算書においては、「その年度における消費収入と消費支出の内容及びその均衡状態を明らかにする」という目的からして、支払資金の出入りに関わらず学園の純資産の増減に関わる科目が記載されています。例えば、「現物寄付金」は支払資金の入りがないので資金収入には含まれませんが、学園の純資産が増加するので帰属収入に含まれます。支出面については、「減価償却額」は資金の流出はないので資金支出ではありませんが、固定資産の価値の減少を反映するもので消費支出となります。また逆に、「施設関係支出」、「設備関係支出」は資金の流出を伴うため資金支出となりますが、学園全体として見れば純資産が減少するわけではなく、流動資産が固定資産に形を替えたに過ぎないので消費支出には含まれません。

●また、収支の均衡状態については、通常は帰属収入から基本金組入額を差し引いた残りの収入（消費収入）と消費支出との比較によって示します。

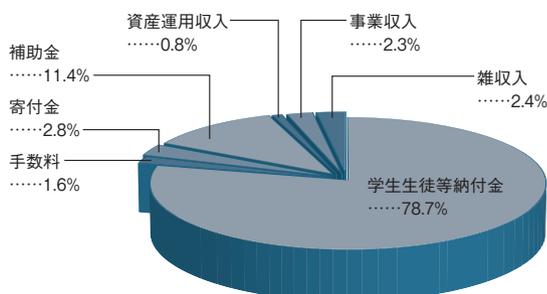
●基本金は、学校法人会計固有の概念のひとつで、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもの」とされています。これは、利益の多寡を示す企業会計とは異なり、教育研究活動を継続的・安定的に提供することができるかどうかを示す学校法人会計固有の目的を達成するために要請される概念であると言えます。すなわち、帰属収入から基本金組入額を控除した残りの収入（消費収入）と消費支出との均衡状態が保たれていれば、学校法人の永続的な運営に必要な、例えば施設や設備等の更新のための資金を自己資金として確保できていることを示す計算構造となっているわけです。

●平成20年度の消費収入については、平成19年度と比べて帰属収入が増額となったものの、これとほぼ同額が、女子大学の新棟建設に係る「基本金組入額」の増額となったため、消費収入の部合計は、前年度とほぼ同額となりました。一方、消費支出については、教育研究経費が平成19年度比で692,178千円の増額となっていますが、これは、資金収支計算書で述べたように大学新棟完成に伴う各種経費の増額という要因のほか、平成20年4月1日から経理規程を改正し、減価償却の計算方法を一部改めたことに伴う減価償却費の増額が主な要因となっています。資産処分差額については、主として、平成19年度に旧短期大学の西館の取壊しに伴い計上した「建物処分差額」が、平成20年度には計上不要となったことによるものです。

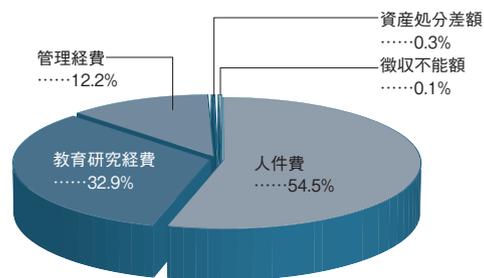
●これらの結果、平成20年度の消費収支については、平成19年度と同様、消費支出が消費収入を大幅に超過することとなりました。しかし、消費支出を帰属収入との比較で見る帰属収支差額については、帰属収入が消費支出を上回り、244,709千円の収入超過となっています。なお、学校法人の財務情報の公開と、近年、これに伴う説明責任が社会的に強く求められる中、基本金組入れという学校法人会計固有の計算構造が、企業会計に馴染んだ一般の人々にとっては分かりにくく、学校法人の収支や財政状態を正しく理解することが難しいのではないかとこの観点から、学校法人の経営状態判断の指標としては、消費収支差額（消費収入と消費支出との差額）ではなく、この帰属収支差額（帰属収入と消費支出との差額）を重視する傾向が見られつつあります。

●平成21年度（当初予算）については、女子大学新棟に係る基本金組入れが平成20年度中に終了し、また他に多額の基本金組入れを計上していないこともあり、消費収支差額は、75,636千円の支出超過を、帰属収支差額については、276,731千円の収入超過を、それぞれ見込んでいます。

■平成20年度の帰属収入の構成



■平成20年度の消費支出の構成



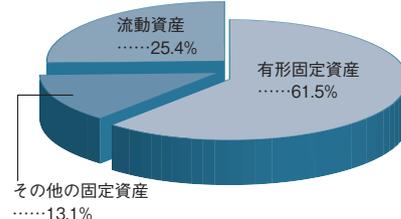
③ 貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位 千円)

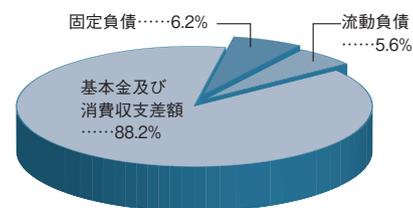
資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	22,212,924	21,453,462	759,462
有形固定資産	18,313,279	17,520,539	792,740
その他の固定資産	3,899,645	3,932,923	△ 33,278
流動資産	7,573,195	7,976,718	△ 403,523
資産の部合計	29,786,119	29,430,180	355,939

■ 資産の部内訳



負債・基本金・消費収支差額の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	1,832,893	1,849,805	△ 16,912
流動負債	1,667,868	1,539,726	128,142
負債の部合計	3,500,761	3,389,531	111,230
基本金の部合計	30,446,467	28,867,875	1,578,592
消費収支差額の部合計	△ 4,161,109	△ 2,827,226	△ 1,333,883
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	29,786,119	29,430,180	355,939

■ 負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部内訳



注記 (一部抜粋)

○減価償却額の累計額の合計額 11,482,464 千円

○徴収不能引当金の合計額 0 千円

●「固定資産」のうち「有形固定資産」については、大学の新棟建設に係る建物（建設仮勘定）が増加したことが主な要因となり、792,740千円増加しました。また、「その他の固定資産」については、「法人維持特定資産」の積立に伴う増加要因があるものの、事業部への住宅貸付に係る「長期貸付金」の一部を回収したことから、全体としては33,278千円の減少となりました。流動資産については、次年度繰越支払資金の減少が主な要因となり、全体で403,523千円の減少となりました。

●負債の部のうち、「固定負債（退職給与引当金）」は16,912千円減少しましたが、流動負債は、「前受金」が平成21年度入学者の増加により増額となったことが主な要因となり、負債の部の合計は、111,230千円増の3,500,761千円となりました。

●基本金の部は、主として大学の新棟建設に係る組入額1,628,243千円から、鶴原寮閉寮に伴う取崩額49,651千円を差し引いた額1,578,592千円が増加しました。

●消費収支差額の部（翌年度繰越消費支出超過額）は、消費収支計算書における当年度消費支出超過額から基本金取崩額を差し引いた額1,333,883千円が増加し、4,161,109千円となりました。

～参考～

(単位 千円)

比 率	算 式 (× 100)	評価	本学園	全国平均
固定資産構成比率	固定資産 / 総資産	↓	74.6%	83.8%
流動資産構成比率	流動資産 / 総資産	↑	25.4%	16.2%
固定負債構成比率	固定負債 / 総資金	↓	6.2%	8.0%
流動負債構成比率	流動負債 / 総資金	↓	5.6%	5.5%
自己資金構成比率	自己資金 / 総資金	↑	88.2%	86.5%
消費収支差額構成比率	消費収支差額 / 総資金	↑	-14.0%	-3.2%
固定比率	固定資産 / 自己資金	↓	84.5%	96.8%
固定長期適合率	固定資産 / (自己資金 + 固定負債)	↓	79.0%	88.6%
流動比率	流動資産 / 流動負債	↑	454.1%	296.0%
総負債比率	総負債 / 総資産	↓	11.8%	13.5%
負債比率	総負債 / 自己資金	↓	13.3%	15.6%
前受金保有率	現金預金 / 前受金	↑	492.0%	313.1%
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金 (資産) / 退職給与引当金	↑	49.0%	59.8%
基本金比率	基本金 / 基本金要組入額	↑	100.0%	97.5%
減価償却比率	減価償却累計額 / 減価償却資産取得価格 (図書を除く)	-	44.7%	43.5%

●「総資金」は負債+基本金+消費収支差額を、「自己資金」は基本金+消費収支差額を表す。●「評価」欄の「↑」は高い値が良いことを、「↓」は低い値が良いことを、「-」はどちらともいえないことを表す (日本私立学校振興・共済事業団『平成20年度 今日私学財政 大学・短期大学編』による)。●「平均」欄は、同書の学生生徒数が5～8千人規模の大学法人の平均値である (数値は平成19年度決算のもの)。

④ 財産目録

平成 21 年 3 月 31 日現在

I 資産総額	29,786,119,362 円
内 (一)基本財産	18,313,278,875 円
(二)運用財産	11,472,840,487 円
II 負債総額	3,500,761,026 円
III 正味財産	26,285,358,336 円

区分		金額
一. 資産		
(一) 基本財産		
1 土地	232,847.96 m ²	1,554,303,706 円
①校地	232,847.96 m ²	1,554,303,706 円
2 建物	75,482.66 m ²	13,413,683,835 円
①校舎	71,575.75 m ²	13,085,156,502 円
②校外	2,157.26 m ²	200,735,699 円
③法人棟	1,749.65 m ²	127,791,634 円
3 教具、校具、備品	34,205 点	443,370,342 円
4 図書	498,995 冊	2,560,757,698 円
5 その他		341,163,294 円
(二) 運用財産		
1 現金預金		7,219,510,140 円
2 積立金		3,728,640,833 円
3 その他		524,689,514 円
総額		29,786,119,362 円
二. 負債		
(一) 固定負債		
1 退職給与引当金		1,832,892,779 円
(二) 流動負債		
1 前受金		1,467,300,200 円
2 未払金		73,511,077 円
3 その他		127,056,970 円
総額		3,500,761,026 円
正味財産 (資産総額－負債総額)		26,285,358,336 円

⑤ 収益事業に係る損益計算書 (決算)

(単位 千円)

科 目	平成 20 年度決算額	備 考
営業収益	82,020	商品売上、書籍売上、賃貸料収入等。
営業費用	52,033	
販売費及び一般管理費	28,276	
営業利益	1,711	
営業外収益	1,567	自動販売機の売上収入等。
経常利益	3,278	
特別利益	21,761	
特別損失	28,270	
税引前当期純利益 (損失)	△ 3,231	
当期純利益 (損失)	△ 3,231	
繰越利益剰余金期首残高	△ 1,933	
繰越利益剰余金期末残高	△ 5,164	

⑥ 監査報告書

監 査 報 告 書

平成21年5月22日

学校法人 跡見学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 跡見学園

監事

金井 琢 清 

監事

伊澤 辰 雄 

私たち学校法人跡見学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第10条の規定に基づき、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の法人の業務、収支及び財産並びに理事の職務執行の状況を監査いたしました。その結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会及び評議員会に出席したほか、理事から業務の報告を聴取し、かつ、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務、収支及び財産の状況を調査し、また、会計監査人（角論、杉山七美）と連携を取り、計算書類につき検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関する決定、理事の職務執行及び業務の報告に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに収益事業に係る計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上